

吉見裁判における東京高裁の不当判決に対する抗議声明

2016年12月15日、東京高等裁判所第19民事部は、吉見義明さんが桜内文城前衆議院議員を名誉毀損で訴えた裁判（以下、吉見裁判）において、吉見さんの控訴を棄却する不当判決を行った。

吉見裁判は、桜内文城前衆議院議員が日本軍「慰安婦」研究の第一人者である吉見義明さんの著書を「捏造」としたことに対して、吉見さんが名誉を毀損されたとして訴えた裁判である。

桜内前衆議院議員は、2013年5月27日、日本外国特派協会において「ヒストリーブックス」ということで吉見さんという方の本を引用されておりましたが、これはすでに捏造であるということが、いろんな証拠によって明らかにされています」（以下、桜内発言）と発言した。桜内発言は、研究者の業績を明確な根拠もなく「捏造」と決めつけた極めて重大な発言であり、名誉毀損に相当するものである。そのため、吉見さんは、名誉毀損に対する損害賠償請求を行った。

これに対して、2016年1月20日の東京地方裁判所の判決（以下、地裁判決）は、桜内発言における「捏造」という言葉を「誤り」「不適當」「論理の飛躍がある」といった程度の意味で用いられているとして、被告の発言を免責しようとした。しかし、「捏造」とは、本来であれば「事実でないことを事実のようにこしらえること。でっちあげること。」（『大辞泉』）という非常に深刻な意味を持つ言葉であるため、判決理由は極めて不当と言わざるを得ない。この不当判決を受けて吉見さんは控訴した。

今回の高裁判決は、桜内発言中の「これはすでに捏造である」の「これ」は、指し示す意味にさまざま可能性がある「曖昧な言い回し」であるとし、必ずしも「吉見さんという方の本」を意味するとはいえないとした。そのため、吉見さんが名誉を毀損されたという事実は認定できないとして、吉見さんの請求が棄却されたのである。

高裁判決文においては、「これ」という言葉が指し示していることがいかに「曖昧」であるかという一点だけを問題としている。その上、高裁がこのような判断をおこなった根拠はまったく示されていない。このような判断は、桜内被告を免責することを前提に行ったきわめて恣意的な解釈に基づいたものであるといわざるを得ない。

2016年3月に歴史科学協議会が行った地裁判決への抗議声明（「吉見裁判への不当判決に対する抗議声明」）でもすでに訴えているが、裁判所が安倍政権やそれを支持する諸勢力の歴史観におもねるようなことは、断じて認められない。歴史科学協議会は、今回の不当判決に強く抗議するとともに、吉見さんの名誉回復が速やかに行われることを要求する。

2017年3月6日

一般財団法人 歴史科学協議会